

平成28年10月18日

住宅局建築指導課

大和ハウス工業(株)が施工した共同住宅等における小屋裏界壁パネルの 国土交通大臣認定の仕様に対する不適合について

大和ハウス工業(株)が施工した共同住宅等160棟について、同社から、小屋裏に設置した界壁パネルが、防火については44棟、遮音については158棟で、国土交通大臣認定の仕様に適合していないと報告がありました。

このうち、11棟(防火は4棟、遮音は11棟)について、先行して、関係特定行政庁により違反事実の確認を行ったところ、建築基準法違反であることが判明しました。

残りの149棟についても、関係特定行政庁により建築基準法に定める仕様への適合性に関する調査を実施しています。

上記を踏まえ、同社に対し、不適合が確認された場合の早急な是正措置、原因究明及び再発防止策の提出、他に建築基準法違反がないかの徹底した調査を指示しました。

1 事案の内容

(1) 石こうボードの仕様の不適合(防火及び遮音)

・本年8月22日、国土交通省は、大和ハウス工業(株)(以下、「大和ハウス」という)より、同社が施工した44棟の共同住宅等において、小屋裏に設置した界壁パネルに用いた石こうボードが防火及び遮音に係る国土交通大臣の認定を受けた仕様に適合していないとの報告を受けました。

・これを踏まえ、このうち共同住宅4棟^{※1}について、国土交通省から関係特定行政庁に情報提供し、調査依頼をしたところ、石こうボードの仕様の不適合による建築基準法違反が確認されたため、国土交通省及び関係特定行政庁より、早期に是正措置を講じるよう、同社に指示しました。仕様不適合の事例は別紙及び別添1のとおりです。

※1 4棟の内訳は、大分県1、長崎県3。不適合の界壁パネルの出荷時期は、平成27年9月～平成28年4月。

・残りの40棟^{※2}についても、関係特定行政庁に建築基準法に定める仕様への適合性に関する調査を依頼しました。調査の結果、不適合であることが確認された場合には、国土交通省及び関係特定行政庁より、早急に是正措置を講じるよう同社に求めることとしています。

※2 40棟の内訳は、茨城県4、栃木県4、埼玉県12、東京都1、広島県3、福岡県1、長崎県7、熊本県6、宮崎県2(9都県)。不適合の界壁パネルの出荷時期は、平成25年11月～平成28年3月。

(2) 胴縁^{どうぶち}の仕様の不適合(遮音)

・また、9月21日、大和ハウスから、当該界壁パネルにおいて上記とは別の仕様違いが判明し、158棟^{※3}の共同住宅等において、胴縁が遮音に係る国土交通大臣の認定を受けた仕様に適合し

ていないとの報告を受けました。

※3 石こうボードの仕様違いが確認された44棟のうちの42棟を含む

・これを踏まえ、このうち共同住宅等11棟^{※4}について、国土交通省から関係特定行政庁に情報提供し、調査依頼をしたところ、胴縁の仕様の不適合による建築基準法違反が確認されたため、国土交通省及び関係特定行政庁より、早期に是正措置を講じるよう、同社に指示しました。仕様不適合の事例は別紙及び別添2のとおりです。

※4 11棟の内訳は、※1の4棟(2県)及び神奈川県1、三重県3、大阪府1、広島県1、宮崎県1(5府県)。不適合の界壁パネルの出荷時期は、平成27年9月～平成28年9月。

・残りの147棟^{※5}についても、(1)と同様に、関係特定行政庁に適合性調査を依頼しました。不適合であることが確認された場合には、早急に是正措置を講じるよう同社に求めることとしています。

※5 147棟の内訳は、秋田県1、宮城県3、茨城県8(4)、栃木県4(4)、埼玉県12(12)、千葉県8、東京都5(1)、神奈川県12、新潟県4、富山県3、石川県2、岐阜県1、静岡県11、愛知県13、三重県4、福井県1、滋賀県2、京都府6、大阪府19、兵庫県1、和歌山県1、広島県4(3)、山口県1、香川県2、徳島県4、福岡県1(1)、長崎県6(5)、熊本県6(6)、宮崎県2(2)〈()は石こうボードの防火に係る不適合もあるもの〉(29都府県)。不適合の界壁パネルの出荷時期は、平成25年10月～平成28年6月。

(参考) 仕様不適合と報告のあった物件数の内訳 ()は石こうボード・胴縁の双方の不適合がある物件の内数

	仕様不適合と報告のあった棟数		
		うち建築基準法違反が判明した棟数	残りの調査中の棟数
石こうボードの不適合	44棟	4棟	40棟
胴縁の不適合	158棟	11棟	147棟
計	160棟 (42棟)	11棟 (4棟)	149棟 (38棟)

(3) 原因究明、再発防止策の提出等

・同社に対して、原因究明及び再発防止策の提出を指示するとともに、他に大臣認定仕様の不適合などの建築基準法違反がないか徹底した調査を指示しました。

2 相談窓口について

・同社に対して、相談窓口を設置し、適切に対応するように指示しました。

【窓口】大和ハウス工業(株) 界壁対策室

電話番号:0120-004-966 受付時間:9時～18時(年末年始12/28～1/3を除く)

・公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置して、相談に対応します。

【窓口】電話番号:0570-016-100(PHS や一部の IP 電話の場合は、03-3556-5147)

相談時間:10時～17時(土、日、祝休日、年末年始(12/29～1/3)を除く。)

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 遠山 明 (内線39-564)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630